

平成21年5月26日

各 位

NISグループ株式会社
(東京証券取引所第一部：8571)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月29日開催予定の第50期定時株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備えて、変更案第2条(目的)に目的事項を追加するものであります。
- (2) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が、平成21年1月5日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条第1項により、当社は決済合理化法の施行日をもって、定款の株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)および同第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行)第2項を削除するものであります。

決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、現行定款第9条(単元未満株式を有する株主の権利)及び同第10条(株主名簿管理人)の実質株主に関する記載を削除するものであります。

株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

- (3) その他、文言の加除、修正及び条文の削除に伴う必要な条数の繰上げ等の形式的な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 4. (条文省略)	(商号) 第1条 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 4. (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
5 . 土木・ <u>建築工事</u> および <u>請負業</u>	5 . 土木 <u>工事</u> および <u>建築工事</u> ならびに <u>これらの請負業</u>
6 . ~ 8 . (条文省略)	6 . ~ 8 . (現行どおり)
9 . 社宅・ <u>事務所</u> ・ <u>駐車場</u> 等の <u>賃貸借契約</u> および <u>売買契</u> <u>約事務代行業</u>	9 . 社宅・ <u>事務所</u> および <u>駐車場</u> 等の <u>賃貸借契約</u> および <u>売</u> <u>買契約事務代行業</u>
10 . ~ 11 . (条文省略)	10 . ~ 11 . (現行どおり)
(新 設)	<u>12 . 貿易代行業</u> および <u>貿易代行の</u> <u>手続きに関する業務</u>
<u>12 . ~ 18 .</u> (条文省略)	<u>13 . ~ 19 .</u> (現行どおり)
<u>19 . 企業の会計</u> ・ <u>労務</u> 等の <u>事務代行業</u>	<u>20 . 企業の会計</u> および <u>労務</u> 等の <u>事務代行業</u>
<u>20 . ~ 23 .</u> (条文省略)	<u>21 . ~ 24 .</u> (現行どおり)
(新 設)	<u>25 . 飲食店の経営</u> および <u>飲食店の企画運営</u> ならびに <u>こ</u> <u>これらのコンサルティングに関する業務</u>
<u>24 . 商品</u> ・ <u>役務</u> の <u>販売の代行</u> 、 <u>請負</u> に関する <u>業務</u>	<u>26 . 商品</u> および <u>役務</u> の <u>販売</u> ならびに <u>販売の代行</u> および <u>請負</u> に関する <u>業務</u>
(新 設)	<u>27 . 古物の売買</u>
<u>25 . ~ 30 .</u> (条文省略)	<u>28 . ~ 33 .</u> (現行どおり)
<u>31 . 企業の合併</u> 、 <u>提携</u> 、 <u>事業譲渡</u> 等の <u>調査</u> 、 <u>企画</u> 及び <u>そ</u> <u>これらの斡旋仲介業務</u> 及び <u>そのコンサルティング業務</u>	<u>34 . 企業の合併</u> 、 <u>提携</u> 、 <u>事業譲渡</u> 等の <u>調査</u> 、 <u>企画</u> および <u>これらの斡旋仲介業務</u> ならびに <u>これらのコンサルテ</u> <u>ィングに関する業務</u>
<u>32 . ~ 37 .</u> (条文省略)	<u>35 . ~ 40 .</u> (現行どおり)
第 3 条 ~ 第 5 条 (条文省略)	第 3 条 ~ 第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
(株券の発行)	(削 除)
<u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。	第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。
<u>2 . 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に</u> <u>係る株券を発行しない。</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	<p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他の株主の権利の行使、株式および新株予約権に関する取扱および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他の株主権行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月29日(月)

定款変更の効力発生日 平成21年6月29日(月)

以上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

N I S グループ株式会社

(経 営 管 理 部) 0 3 5 6 5 2 2 2 7 0